

審査統一基準（五段以下）

段・級位	体配	射法・射技	備考
五段	射形・射術・体配共に法に違って射品現われ、精励の功特に認められる者		
	規矩に適った起居進退身につつき、落ち着きある容儀、態度。和服着用、肌脱ぎ又は襷さばき（坐射）の実施。	基本体型の堅持。 縦線を軸とした引き分け。充実した会。詰合い・伸合い。 気合いの発動による鋭い離れ、弦音、残身、弓倒し。 体配と相俟って射法、射技の総体に現れる品位と格調。	
四段	射形定まり、体配落ち着き、氣息正しく、射術の運用法に適い、離れ鋭く、的中確實の域に達した者		
	体配身につつき、息合いとの協応。 適正な行射の運行（審査の要領、射手相互の間、失の処理など）。	縦横十文字の規矩と五重十文字。 氣息正しく射法に適った射術の運用。 心の安定・気力充実した会。詰合い・伸合い。 手の内の働き（正しい弓返り）、鋭い離れ、気合いのこもった残身。	
参段	射形定まり、体配落ち着き、氣息整って、射術の運用法に従い、矢飛び直く、的中やや確實な者		
	呼吸に合せた基本の姿勢・動作の実施。落ち着きある態度。目づかい。 審査の要領に則った行射。	射法八節に従った射術の運用。 正しい足踏み・胴造り。五重十文字。 手の内の働き（弓返り）、矢束・頬付・胸弦・的付け。 離れ、残身、矢飛び。	
式段	射型・体配共に整い、射術の運用に気力充実し、矢所の乱れぬ者		管ごぼれは残り1射で評価。2射共にこぼれれば否。（式段～初段共通）
	執弓の姿勢、矢番え、足の運びなど基本の姿勢・動作のほぼ確実な実施。	概ね適正な三重十文字、五重十文字。 気力ある射術の運用。離れの方向、気力ある残身。 的中不問。	
初段	射型・体配型に違って、矢所の乱れぬ程度に達した者		
	基本の型に適った姿勢、動作。節度ある態度。	型に適った射法八節の運行。 スムーズな引分け、努力した会、元気な離れ、気力ある残身。 弓倒し後の崩れのない姿勢。 矢枕落ち不問。	
一段	射型・体配概ね正しいものと認められる者		
	概ね基本の型に適った姿勢、動作。弓矢の取扱い。	概ね型に適った射法八節の運行。	
二段	修練の程度三級に比して著しく進歩を認められる者		管ごぼれは、残り1射で判定。2射共にこぼれればもう1射引かせて判定。3回こぼれれば否。（級位共通）
	三級に比し相当進歩した姿勢、動作。	ほぼ間違いなくできる射法八節の運行。	
三段	射の基本動作及び弓矢の扱い方がやや整い、秩序ある指導の下に修練を経たと認められる者		
	基本動作や弓矢の扱い方が指導に従って概ねできること。 射法八節の運行を概ね順序に従って実行できること。		
四段	秩序ある指導を受けており、弓矢の扱い方に進歩があると認められる者		
	道場内の行動や弓矢の扱い方に進歩が見られること。 矢を安全に飛ばすことができること。		
五段	弓道修練の初歩的階層にある者		
	四級の域に達していない者。		

註1 各段級上段のゴシック体は、審査規程第8条（段・級位の資格基準）の文言。

註2 審査に当っては、上記の統一基準項目を観点として、総合評価する。